

## 日本繁殖生物学会表彰規程

第1条 日本繁殖生物学会（以下「本会」という。）は、十分な学会歴を有し繁殖生物学に関する基盤研究、応用研究、技術向上普及等に顕著な功績のあった正会員をこの規程の定めるところにより表彰する。

第2条 本会は、毎年1回総会の際に、理事長の名において受賞者の表彰を行う。

第3条 本会は、受賞者に表彰状を授与する。

- 2 本会は、表彰に際して副賞を添えることがある。
- 3 本会は、総会の決議を経て、表彰状及び副賞に名称を冠することができる。

第4条 第1条にいう基盤研究及び応用研究に関する顕著な功績とは、本会機関誌（Journal of Reproduction and Development）に発表された研究業績を対象とする。また、本会が主催する学術集会(大会)、学術講演会などにて発表されたものも対象とする。機関誌以外の関係誌に発表された研究、あるいは本会以外の関係機関が主催する学術集会にて発表された研究も上記の業績に加えることができる。

- 2 技術向上普及等への顕著な功績とは、産業現場の発展に貢献する繁殖技術の普及や開発に関する業績であり、対象となる業績は必ずしも本会機関誌に発表されたものである必要はない。

第5条 正会員、シルバー会員並びに名誉会員は、受賞候補者を推薦することができる。

- 2 推薦者は、受賞題目、受賞候補者の氏名・所属・履歴・業績目録及び推薦理由に推薦する賞の名称を明記し、推薦者の氏名を添付した所定の様式の推薦書を理事長（本会事務局あて）に提出する。
- 3 推薦書等の様式は、別途理事会が決定する。
- 4 推薦書の提出期限は、理事会の定めるところとする。

第6条 本会は、表彰選考委員会を設置する。

- 2 理事会は、毎年、次々年度の表彰選考委員会の委員長及び委員を決定し、理事長がそれぞれを委嘱する。
- 3 表彰選考委員会の委員長あるいは委員が第5条の推薦者あるいは被推薦者の場合は、当該賞の審査に加わらず、これによる欠員は原則として補充しない。
- 4 表彰選考委員会（委員長）は、受賞候補者の審査結果を理事会に報告する。
- 5 理事会は、表彰選考委員会の審査結果に基づいて受賞者を決定する。

第7条 繁殖生物学に関して他の学術団体から表彰された業績は、本会の表彰から除外される。

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規程は2016年2月22日から施行する。
- 2 本会は第3条第3項に基づいて、繁殖生物学の基礎及び応用部門に日本繁殖生物学会賞・学術賞、普及部門に日本繁殖生物学会賞・技術賞の名称を冠する。ほかに若手研究者（受賞する年度の4月1日付けの年齢が原則として40歳以下の正会員）の優れた業績に日本繁殖生物学会賞・奨励賞の名称を冠して表彰することができる。
- 3 すでに日本繁殖生物学会賞・奨励賞を受賞した者が、日本繁殖生物学会賞・学術賞あるいは日本繁殖生物学会賞・技術賞を受賞することを拒まない。ただし、各賞とも受賞は1回に限る。
- 4 各賞は、毎年若干名を選ぶことができる。
- 5 2016年9月11日 一部改訂
- 6 2017年6月24日 一部改訂
- 7 2022年6月18日 一部改訂